

5. 子育ての支援

子どもを預ける

● 保育所での一時保育

いつでも利用OK

家庭で子育てしている保護者が、急病や私的な理由で育児ができない場合に、各保育所で一時的に保育を行います。実施園はP13の一覧表をご確認ください。

◆ こんな時にご利用ください

- ・ 保護者の急病
- ・ 短期間の仕事
- ・ 冠婚葬祭
- ・ 育児に伴うストレス解消 など

- ▶ 対象 教育・保育施設等に入園していない未就学児
- ▶ 時間 1日8時間以内、月12日間以内
- ▶ 料金 2,000円/日(給食費込)、250円/時間(給食費別)
- ▶ 申込み 各保育所へ事前登録および申込み

● ファミリーサポートセンター「ほほえみ」

いつでも利用OK

子どもを預けたい人(依頼会員)と預かる人(協力会員)で作られる会員組織です。

◆ こんな時にご利用ください

- ・ 保育所、幼稚園の送迎や、開始前および終了後の預かり
- ・ 放課後の学童クラブの送迎や終了後の預かり
- ・ 冠婚葬祭や買い物等の外出など、援助を必要とするときの預かり など

- ▶ 窓口 **ほほえみ** (子育て・健診センター2階)

☎096-294-9511

- ▶ 受付時間 8:30~17:00

利用料金基準額表

利用日時	大津町 在住	町外 在住
平日 7:00~20:00	300円	600円
上記以外の時間、 土日祝日、年末年始	350円	700円

- ・ おやつや食事、交通費等の実費は別途必要です。
- ・ 大津町在住の人が利用した場合は、依頼会員の支払額と同額を町が協力会員へ支払います。

利用の流れ

STEP1 会員登録

ファミリーサポートセンター(以後、センター)で受付。

STEP2 サポート依頼

利用したい日時をセンターへ連絡。センターから協力会員を紹介。

STEP3 事前打合せ

預かってくれる協力会員と打合せ。

STEP4 利用・支払い

子どもを預ける。
協力会員に直接、料金を支払う。

● 病児・病後児保育施設 ひだまり

子どもが病気の時

おおむね10歳までの子どもが病気や病気回復期にあり、保育所等に通わせることができないときに、一時的に預かり、看護や保育をします。施設利用は、医療機関の受診が済んでいる子どもを対象とします。料金等の詳細は大津町ホームページでご確認ください。

▶ 窓口 **ひだまり**（子育て・健診センター2階） ☎096-294-9511

● ショートステイ

一時的な利用

保護者の病気などで子どもを養育できないとき、一時的に児童養護施設で宿泊保育します。また、一時保護を必要とする母子も利用できます。原則7日間まで。料金等の詳細は大津町ホームページでご確認ください。

▶ 窓口 **子育て支援課** ☎096-293-5981

● トワイライトステイ

一時的な利用

保護者が仕事等の理由で、平日の夜間または休日に不在の場合、一時的に施設で預かり、食事等のお世話をする制度です。料金等の詳細は大津町ホームページでご確認ください。

▶ 窓口 **子育て支援課** ☎096-293-5981

訪問ヘルパー事業

● ママヘルプ

産後1年未満

出産後の家事や育児が不安なお母さんの育児や家事、相談・話し相手など、自宅に訪問してお手伝いをします。料金は大津町ホームページでご確認ください。

◆こんな事をお手伝いします

- ・赤ちゃんの沐浴
- ・母と子の身の回りの世話
- ・育児についての相談
- ・育児の手伝い など

▶ 窓口 **ママヘルプ**（子育て・健診センター2階） ☎096-294-9511